特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
18	子ども・子育て支援に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

富士宮市は、子ども・子育て支援に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

富士宮市長

公表日

令和7年3月3日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども・子育て支援に関する事務
②事務の概要	子ども・子育て支援法に基づく教育・保育の支給認定や、利用者負担額の算定等を行い、毎年10月下旬以降からは、次年度の新規入所および継続入所の手続きを行う。特定個人情報ファイルは他市町村からの受託入所希望者や転入者の世帯の住民票、保護者等の所得に関する情報、利用者負担額の軽減措置に伴う障害者手帳の有無の確認等に活用する。
③システムの名称	GPRIME福祉総合、番号連携サーバ（団体内統合宛名システム）、中間サーバ

2. 特定個人情報ファイル名
支給認定ファイル、保育料ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項　別表9項及び127項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令　第8条及び第68条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	（情報提供） なし （情報照会の根拠） 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表　17,155の項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部保育支援課
②所属長の役職名	保育支援課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	保健福祉部保育支援課〒418-8601　富士宮市弓沢町150番地　0544-22-1147

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉部保育支援課〒418-8601　富士宮市弓沢町150番地　0544-22-1147

9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　1,000人以上1万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点	

2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点	

3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[　　基礎項目評価書　　]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[　　]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[　　]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[　　]接続しない（入手）	[　　]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー取得の際は、申請者本人から提供を受けることや、複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査	
実施の有無	[　　] 自己点検　　[○] 内部監査　　[　　] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策	[　　]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[　　十分である　　] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムへのアクセス権限を有する職員は、静脈認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度毎作成し、権限の適切な管理を行っていることから、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は十分であると考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月12日	Ⅱ しきい値判断項目 Ⅱ-1 対象人数	平成27年1月1日 時点	平成28年8月1日 時点	事後	
平成28年9月12日	Ⅱ しきい値判断項目 Ⅱ-2 取扱者数	平成27年1月1日 時点	平成28年8月1日 時点	事後	
平成29年7月25日	Ⅰ 関連情報 Ⅰ-5 評価実施機関における	子ども未来課長 松永昌人	子ども未来課長 赤池英明	事後	
平成29年7月25日	Ⅱ しきい値判断項目 Ⅱ-1 対象人数	平成28年8月1日 時点	平成29年7月1日 時点	事後	
平成29年7月25日	Ⅱ しきい値判断項目 Ⅱ-2 取扱者数	平成28年8月1日 時点	平成29年7月1日 時点	事後	
平成30年8月24日	Ⅰ 関連情報 Ⅰ-5 評価実施機関における	子ども未来課長 赤池英明	子ども未来課長	事後	
平成30年8月24日	Ⅱ しきい値判断項目 Ⅱ-1 対象人数	平成29年7月1日 時点	平成30年7月1日 時点	事後	
平成30年8月24日	Ⅱ しきい値判断項目 Ⅱ-2 取扱者数	平成29年7月1日 時点	平成30年7月1日 時点	事後	
令和1年6月30日	Ⅱ しきい値判断項目 Ⅱ-1 対象人数	平成30年7月1日 時点	令和1年5月1日 時点	事後	
令和1年6月30日	Ⅱ しきい値判断項目 Ⅱ-2 取扱者数	平成30年7月1日 時点	令和1年5月1日 時点	事後	
令和1年6月30日	Ⅳ リスク対策	無し	新規作成(様式追加)	事後	
令和2年3月1日	Ⅱ しきい値判断項目 Ⅱ-1 対象人数	令和1年5月1日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	
令和2年3月1日	Ⅱ しきい値判断項目 Ⅱ-2 取扱者数	令和1年5月1日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	
令和3年3月1日	Ⅱ しきい値判断項目 Ⅱ-1 対象人数	令和2年1月1日 時点	令和3年3月1日 時点	事後	
令和3年3月1日	Ⅱ しきい値判断項目 Ⅱ-2 取扱人数	令和2年1月1日 時点	令和3年3月1日 時点	事後	
令和3年11月15日	Ⅰ 関連情報 Ⅰ-4 情報提供ネットワークシ	(情報提供) なし	(情報提供) なし	事後	
令和4年3月1日	Ⅱ しきい値判断項目 Ⅱ-1 対象人数	令和3年1月1日 時点	令和4年3月1日 時点	事後	
令和4年3月1日	Ⅱ しきい値判断項目 Ⅱ-2 取扱人数	令和3年1月1日 時点	令和4年3月1日 時点	事後	
令和5年3月1日	Ⅱ しきい値判断項目 Ⅱ-1 対象人数	令和4年3月1日 時点	令和5年3月1日 時点	事後	
令和5年3月1日	Ⅱ しきい値判断項目 Ⅱ-2 取扱人数	令和4年3月1日 時点	令和5年3月1日 時点	事後	
令和6年4月1日	Ⅰ 関連情報 Ⅰ-5 評価実施機関における	保健福祉部子ども未来課	保健福祉部保育支援課	事後	
令和6年4月1日	Ⅰ 関連情報 Ⅰ-5 評価実施機関における	子ども未来課長	保育支援課長	事後	
令和6年4月1日	Ⅰ 関連情報	保健福祉部子ども未来課 〒418-8601 富士宮市弓沢町150番地 0544-22-1146	保健福祉部保育支援課 〒418-8601 富士宮市弓沢町150番地 0544-22-1147	事後	
令和6年4月1日	Ⅰ 関連情報 Ⅰ-8 特定個人情報ファイル	保健福祉部子ども未来課 〒418-8601 富士宮市弓沢町150番地 0544-22-1146	保健福祉部保育支援課 〒418-8601 富士宮市弓沢町150番地 0544-22-1147	事後	
令和6年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 Ⅱ-1 対象人数	令和5年3月1日 時点	令和6年3月1日 時点	事後	
令和6年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 Ⅱ-2 取扱者数	令和5年3月1日 時点	令和6年3月1日 時点	事後	
令和7年3月1日	新様式への変更			事後	
令和7年3月1日	Ⅰ 関連情報 Ⅰ-3 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一 94の項 番号法別表第一の主務省令で定める命令 第68条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表9項及び127項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第8条及び第68条	事後	
令和7年3月1日	Ⅰ 関連情報 Ⅰ-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	(情報提供) なし (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号 別表第二 13,116の項	(情報提供) なし (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 17,155の項	事後	
令和7年3月1日	Ⅱ しきい値判断項目 Ⅱ-1 対象人数	令和6年3月1日 時点	令和7年3月1日 時点	事後	
令和7年3月1日	Ⅱ しきい値判断項目 Ⅱ-2 取扱者数	令和6年3月1日 時点	令和7年3月1日 時点	事後	